

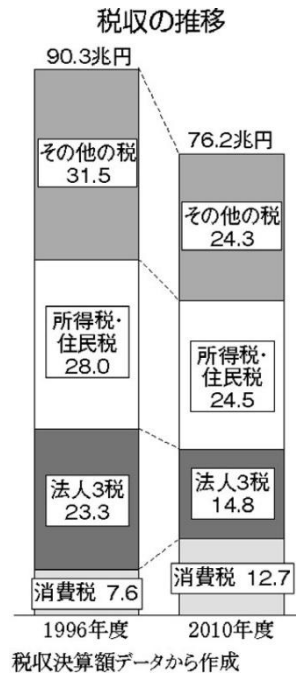
消費税増税の中止を求める請願が不採択に！

3月市議会には、市民団体から「消費税増税の中止を求める請願」が提出されました。なすまどか議員が質疑を行い、請願採択を求めましたが、日本共産党を除く議員の反対多数で不採択となりました。

1997年の消費税増税で税収は減少

政府は消費税増税の理由として「社会保障の財源確保と財政健全化」をあげています。しかし、1997年に税率を3%から5%に引き上げたことで、消費税の収入は増えてきましたが、所得税や住民税、法人税などは減少し、税収全体でみると、14兆円も減少しています。

熊本県においても、増税前との比較で、消費税収は320億円増えていますが、一方で所得税が800億円減少、法人税が400億円減少するなど、税収全体でみれば970億円減少していることが質疑で明らかになりました。



同じ過ちを繰り返してはいけません！ 消費税に頼らず福祉の充実と財政の改善を！

景気が緩やかに回復していた97年でさえも、消費税増税により、経済は大打撃を受けました。こうした過ちを、再び繰り返すことは許されません。

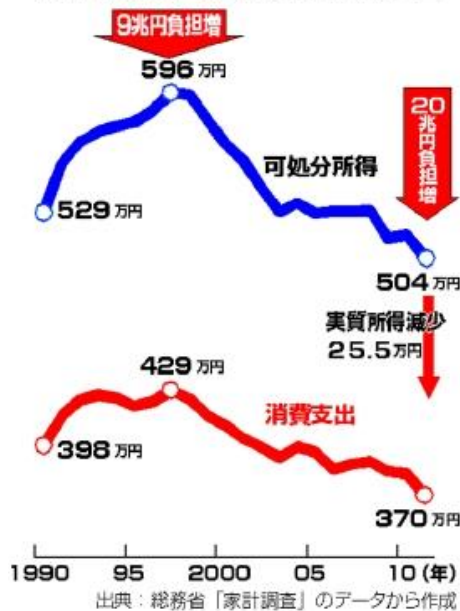
質疑では、「消費税増税ではなく、右表のように税金の集め方や使い方を改めること。大企業の内部留保（貯め込み金）を労働者や中小業者に還元し、地域でお金が循環する内需主導の健全な経済発展こそ必要である」と指摘し、請願の採択を求めました。

日本共産党の提言 **消費税増税に頼らずに福祉の財源をつくることができます**

日本共産党は、消費税に頼らず、福祉の充実と経済の立て直しの提言を示しています。

- ◆歳出のムダの掃…3.5兆円
(大型公共事業・軍事費・原発推進予算・政党助成金など)
- ◆富裕層への応分の負担…2.2~3.9兆円
(株のもうけに対する優遇税制の廃止、富裕税の創設)
- ◆大企業の減税の見直し…2.7~4.0兆円
- ◆応能負担原則の所得税改革…6兆円

勤労者世帯の可処分所得と消費支出



消費税増税 ⇒ 物を買う力が奪われ ⇒ 景気低迷で税収減に！

左の表のとおり、97年の増税を境に、可処分所得（税金などを引いて手元に残るお金）が減り、物を買う力が奪われ、消費支出が減少に転じました。

熊本市においても可処分所得が23%の減、消費支出が11%減少していることが質疑で明らかになりました。また、少なくない中小業者が、消費税増税分を価格に転嫁できず、身銭を切るなかで、廃業に追い込まれています。

【控え室から】
「貧困死を一人も生んではならない」
なすまどか

今、全国で孤立死や餓死など、深刻な貧困のなかで声を上げることができず亡くなるケースが頻発しています。昨今、生活相談を通じ、生活保護へと繋ぐケースも多くなりました。しかし、生活保護へと繋ぐケースも受け入れることに後ろめたさを感じていることも事実です。負い目を感じなければならぬのは、貧困を改善できず、国民をこうした状況に追い込んだ政治の方です。

私は、生活保護が「負い目なく堂々と受けられる制度」となるよう改善していく必要性を感じます。

また同時に行政には、市民からの相談の機会、税や保険料・水道料金・市営住宅家賃の滞納など、市民の生活の変化を敏感に感じ取り、利用できる制度へつなぐこと、そして「孤立死」「孤独死」を未然に防ぐ策を講じていくことが求められます。

生活保護をはじめとする社会保障やサービスは、「施し」や「与えてあげているもの」ではなく、人間的な暮らしを守る権利であり、いかに保障するのかとの認識を深めていかなければなりません。

貧困死は、全国どの自治体でも起こる問題です。政令市熊本が誕生しました。命の危機に直面している市民に寄り添い、改善に力を尽くすあたりたい熊本市となるよう、市民、職員の皆さんとも力を合わせたと思っています。

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団
ますだ牧子 上野みえこ なすまどか
熊本市手取本町1-1 議会棟3階

NO. 795
2012年4月8日
電話 328-2656
FAX 359-5047

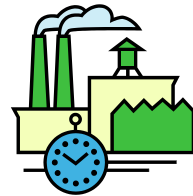
メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp
ホーム：http://www.jcp-kumamoto.com/

西部環境工場建替え、「ごみ減量」につながらない民間丸投げ

施設規模「280トン/日」は、ごみを減量すれば縮小できます

新西部環境工場の施設規模は、1日280トン(140トンを2炉)です。熊本市は、「ごみ処理基本計画」において、市民一人当たりのごみ排出量を、H21年度を基準として、H32年度には15%削減する方針です。現在処理しているゴミのうち、生ゴミが40%を占めています。生ゴミの分別堆肥化などに取り組めば、燃やすゴミの量は大幅に減少します。

その点が、反映されていない「ごみ減量・リサイクル推進基本計画」に沿った処理量・施設規模です。生ゴミの資源化・リサイクルに取り組めば、処理するごみ量は大幅に減り、新西部環境工場の施設規模はもっと縮小できます。



ごみ焼却による発電・「売電収益」は業者に、
.....これでは焼却量は減りません

新西部環境工場の建設では、公設民営による民間丸投げで、建設からその後の管理運営(20年間)まで、民間に丸投げします。入札では、総合評価方式によって、予定価格247億4,000万円に対し、166億9,500万円で委託業者が決まっています。

予定価格の3分の2の低額で契約されていますが、それはごみ焼却による発電の「売電収益」を業者の収入にすることによって、価格を抑えているものです。このやり方では、ゴミを一定量焼却しなければ、収益が出ないので、ごみ減量に逆行します。

DBO(公設民営)による民間丸投げでなく、「直営」に!

環境工場の民間丸投げでは、ゴミは減りません。

公設民営による民間丸投げでなく、市の直営にすることが必要です。

環境負荷を少なくするには、「焼却量」を減らすことが第1
環境アセスメントを生かし、ごみ減量を

新西部環境工場施設整備については、県条例の規定に従って、環境アセスメントが実施され、今年2月に最終段階である評価書が作成されました。7,000万円もの事業費を使って環境影響評価書がつけられましたが、「公告」も待たずに用地買収・事業者選定が行われました。

県条例・第23条では「事業者は、評価書及び要約書を縦覧に供す」こ

と、第27条で「自業者は、第23条の規定による公告を行うまでは、対象事業を実施してはならない」と定めています。本来ならば、用地買収も含めた事業実施は、「公告」の後に行うべきです。

実施した環境アセスを最大限に活用し、環境負荷縮小に取り組む必要があります。その第1は、「焼却量」を減らすことです。

「都市計画審議会」の審議を経ないまま、用地買収・委託業者決定
.....都市計画審議会会長が、是正を要求.....

2月10日の都市計画審議会では、用地買収・事業者選定の先行は都市計画審議会が事実上の追認となる、との意見が上野みえこ議員はじめ複数から出されました。

その後、2月22日、都市計画審議会会長より、市長に対し、「今回の西部環境工場に関する審議は、施設の名称・位置・区域が審議事項でありながら、その前に区域を行政内部で決定、土地取得を終えている.....

このことは、審議会が公正・公平な審議ができなくなる恐れがあるばかりか、審議会が単に市の追認機関との誤解を与えかねない。都市計画審議会の存在意義そのものが問われかねない問題だと感じた」と、厳しい意見具申を行われています。

用地取得・事業者選定は、都市計画審議会の審議を経たうえで行うという原則です。すめるべきです。